

福祉専門職による 「個別避難支援プラン」作成について

～ 安全で安心して暮らせる地域を目指して ～

福島市



国による災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）に伴い、災害に備えた取り組みとして、「個別避難支援プラン」を新たな様式で作成する必要があります。

福島市では、下記の対象となる方々の作成を、居宅介護支援事業所等に所属する福祉専門職のノウハウを活用し作成します。



福祉専門職による「個別避難支援プラン」作成の対象となる方

在宅の避難行動要支援者のうち

①洪水ハザードマップ上の浸水想定区域等災害にあう危険性の高い地域に居住し、②自力で避難することが特に困難と思われる方

- ① 要介護1～5の方
- ② 身体障害者手帳1級、2級の方
- ③ 療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
- ⑤ 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い方
- ⑥ 要支援1・2の方



☆「個別避難支援プラン」作成にあたって！

- ① 今回のプラン作成は、福島市から居宅介護支援事業所等へ委託し福祉専門職により作成されます。
- ② プランの作成は、本人または家族の同意により作成することとなります。
- ③ 作成にあたっては、本人または家族と話し合いの上、作成する予定です。災害時に支援して欲しい内容があればお伝えください。
- ④ 災害時に避難支援等をおこなっていただく方が決まっているか、または希望する方がいればお聞かせください。
- ⑤ プランの完成を目指しますが、完成できない場合もあります。また、プランが完成しても必ずしも計画通りの避難支援が保証されるものではないことをご承知おきください。



【お問い合わせ先】 福島市

長寿福祉課 長寿福祉係 Tel525-7656
障がい福祉課 障がい庶務係 Tel525-3748

感染症課・疾病対策課 難病支援係 Tel573-4384
こども家庭課 こども発達支援センター Tel534-6074